

幼稚園・保育所・認定子ども園等におけるエピペン使用の指針

2016年改訂版 秋田県医師会・秋田県教育委員会

- ① 幼稚園・保育所・認定子ども園等は、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省平成23年3月版）にもとづき、保護者や医療機関と連携を図る。
- ② 保護者は、医師より「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（2011年3月）を記載してもらい、幼稚園・保育所・認定子ども園等に提出する。診断時とそれ以降は毎年度提出する。
- ③ この年齢での除去食は、安全管理上、アレルギーの原因となる食品の「完全除去」を基本とする。ただし、調味料や油脂などで摂取可能なものを医師が指示する（上記「指導表」に項目あり）。
- ④ エピペンの処方を受けている園児の保護者は、その由を園長に連絡し、緊急時に教職員からの注射を希望する場合は「職員がエピペン注射をおこなうことに関する依頼書」を園に毎年度提出する。園では、当該園児が複数存在する場合は、一覧表を作成して、緊急時の発生に備える。
園長は保護者の同意を得て、市町村所管課（新制度に移行していない私立幼稚園は幼保推進課）に連絡をおこなうとともに、地域の消防機関と連携する。搬送が予想される救急病院とも連携が望ましい。
- ⑤ 幼稚園・保育所・認定子ども園等は保護者と相談して、エピペンの保管場所を決め、全教職員に周知を図る。月1回は保管場所の確認作業をおこなう。
- ⑥ エピペンを処方した医師は、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に記入するとともに、当該園児の特徴、アナフィラキシーの症状や救急対応、エピペンの使用法についての解説及び指導をおこなう。この際「緊急時の対応」（別紙）を使用する。
- ⑦ 園は、「緊急時の対応」に関する園内研修会を実施する。特に、当該園児が在籍する場合は、毎年度1回以上、一次救命処置法やアナフィラキシー発生時の模擬訓練を含む研修会を実施するように努める。
- ⑧ 県教育委員会では、学校及び幼稚園・保育所・認定子ども園等の教職員向けの講習会を毎年度開催する。特に当該園児が在籍している園の管理職及び担当教職員は、研修会へ参加するよう努める。
- ⑨ エピペンを使用した後は、速やかに受診する。搬送の救急車には、状況を説明できる教職員等が同乗する。使用したエピペンは専用ケースに収め、救急隊員に渡し病院へ持参する。当該園児の生活管理指導票（写しも可）、園で作成した一覧表等を持参する。軽度のアナフィラキシーのため、エピペンを使用せずに一旦症状が改善した場合でも、アナフィラキシー症状は再度悪化することがあるので、保護者に受診を勧める。
- ⑩ 園では事後措置として記録をおこない、市町村所管課（新制度に移行していない私立幼稚園は幼保推進課）への連絡、原因究明、再発防止対策、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付申請等をおこなう。園医への報告をおこなう。
- ⑪ 保護者は、処方医へ連絡し、エピペンの再処方を受ける。
- ⑫ エピペンを再処方した医師は、保護者の同意を得て、県医師会学校保健担当へアナフィラキシー発生の報告をおこなう。